

令和6年度税制改正について

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行うとしています。また資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講じ、加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長等を行うとしています。

そして、具体的な税制改正の内容として、下記のもの紹介されています。

< 個人所得課税 >

- ・ 所得税・個人住民税の定額減税
- ・ ストックオプション税制の利便性向上
- ・ 住宅ローン控除の拡充

< 資産課税 >

- ・ 法人版事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画の提出期限の延長

< 法人課税 >

- ・ 賃上げ促進税制の強化
- ・ 戦略分野国内生産促進税制の創設
- ・ イノベーションボックス税制の創設
- ・ 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充
- ・ 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税の見直し
- ・ 交際費から除外される飲食費に係る見直し

< 消費課税 >

- ・ プラットフォーム課税の導入

< 国際課税 >

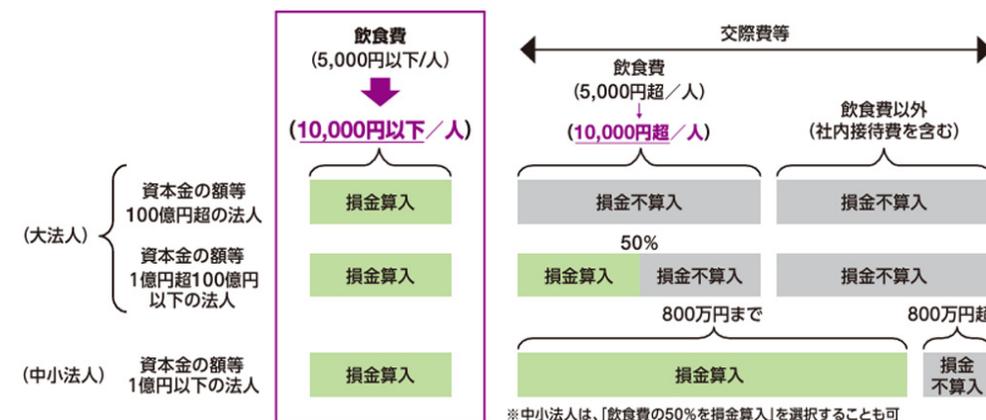
- ・ 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等

< 納税環境整備 >

- ・ GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上
- ・ 更正の請求に係る隠蔽・仮装行為に対する重加算税制度の整備

今回は左記から「交際費から除外される飲食費に係る見直し」について紹介します。

交際費等は損金不算入とされていますが、平成18年度税制改正により、会議費相当とされる1人5,000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除外され、全額損金算入されています。この5,000円以下とされている飲食費の金額基準について、会議費の実態等を踏まえ、10,000円以下まで引き上げるとしています。また、接待飲食費に係る損金算入の特例および中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が3年延長されました。これを図示したものが下記のとおりです。



今回の改正を機に、社内規定や慣習で接待飲食費の基準が1人あたり5,000円以下となっている企業は基準の見直しや社員への周知を行いましょう。

また飲食店は、コース料理等の価格や会合の参加費を1人あたり5,000円基準に設定している場合には、価格設定の見直しや新しいコースの追加を検討してはいかがでしょうか。

その他不明な点は各担当者にお尋ねください。